

2026 年度

放 課 後 か ま く ら っ 子 子 ども の 家 臨 時 利 用 について

「子どもの家」は、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない(居宅内労働は対象)小学生に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う施設です。

放課後子どもひろば(アフタースクール)は、台風による小学校の臨時休校時や、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスのお子様は、子どもひろばをご利用いただけませんが、子どもの家の利用資格を満たしている場合は、子どもの家の臨時利用ができます。(保護者の都合による臨時利用はできません。)

子どもの家の臨時利用は、入所申請手続きが必要です。

1 子どもの家の臨時利用について

(1)利用資格(次の全てに該当する方が対象です。)

ア 放課後子どもひろば(アフタースクール)に登録していること。

イ お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。

ウ 就労などの理由により保護者が昼間家庭にいないこと(居宅内労働は対象)。

* 産前・産後休暇中にはご利用いただけますが、育児休業中はご利用できません。

(2)利用時間

前日までに臨時休校・学級閉鎖が決定した場合	8:00~18:00
当日の朝に臨時休校・学級閉鎖が決定した場合	10:00~18:00
一斉下校や就学時間内に学級閉鎖が決定した場合	10:00~18:00

* インフルエンザ等による学級閉鎖、悪天候による学校閉鎖、地震災害時等の際には、開所時間を変更することがあります。

また、お子様の帰りの安全確保のため、保護者又は保護者に代わる方のお迎えをお願いします。

(3)休所日 日曜・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)、その他市長が認めた日

(4)利用料金 無料

2 臨時利用(入所申請)手続きについて

(1)受付

利用開始希望日の10営業日(平日)前まで、随時受付を行います。

『臨時子どもの家入所申請書』及び必要書類を、各子どもひろばへ提出してください(郵送不可)。

施設受付時間: 平日 10:00~18:00

土曜日 10:00~17:00 ※日・祝日・平日の12:00~13:00を除く

(2)必要な書類

ア 臨時 子どもの家入所申請書

イ 就労等証明書(または保護者の疾病等、就労以外の理由での入所の必要性を証明する書類)

* 同一世帯で就労している方全員(利用開始日において 65 歳以上の方は除く)の証明が必要です。

なお、同一世帯で2名以上のお子様を利用する場合は1部の提出で構いません。

* 常勤以外で就労されている方や自営業者等、第三者による就労日数・時間の証明ができない場合は、裏面の週間予定表も併せてご記入ください。

* 受付期間内に就労等証明書の提出が困難な場合は、『就労等証明書提出遅延届』を代わりに提出し、後日(原則 1 か月以内に)就労等証明書をご提出ください。用紙は各子どもの家で配布します。

* 就労以外の理由で申請される場合は、療養が必要で保育が不可能である旨記載のある診断書や在学証明書(就労等証明書裏面の『週間予定表』を添付してください)、母子手帳のコピー等、理由が証明できる書類をご提出ください。その他の理由の場合は、ご相談ください。

ウ 子どもの家利用質問表

